平成２４年（フ）第１８５号
兵庫県姫路市青山南３丁目４番５―127号
県住宅供給公社青山団地５号棟、従前の住所
兵庫県姫路市青山１丁目25番６号
破産者　福谷　広明
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４８１号
兵庫県姫路市香寺町中寺259番地156、従前の住所東京都三鷹市牟礼４丁目10番３号　102
破産者　アイエルユー・ジャパンこと　藤尾　直史
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２７５号
広島市西区井口台１丁目12番21―401号、申立時の住所広島市安佐北区三入東１丁目46番30号
破産者　シップメイトこと　見常　裕樹（旧姓藤田）
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９５号
広島市佐伯区三宅１丁目４番42―102号
破産者　広瀬真由美
1　決定年月日　平成25年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５２９号
北海道紋別郡興部町字興部608番地
破産者　森川　節子
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２５号
北海道旭川市東鷹栖２条２丁目635番地の377
破産者　中村　政之
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４５号
北海道富良野市東麻町12番５号　東麻町団地14―３
破産者　畠山　伸幸
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４６号
北海道富良野市東麻町12番５号　東麻町団地14―３
破産者　畠山　広美
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５４号
北海道富良野市栄町２番１号
破産者　及川　智洋
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２６号
北海道旭川市神居３条２丁目１番２号
破産者　氏家　章博
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４２号
北海道士別市西２条７丁目1933番地21
破産者　千葉　篤好
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１７号
神奈川県秦野市弥生町４番21号
破産者　山口昌二郎
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１４号
新潟県新発田市真野原731番地
破産者　藤野　　茂
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第６１号
山梨県大月市大月町真木2296番地
破産者　渡邊　友嗣
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第５３２号
静岡県浜松市中区海老塚２丁目12番17号　鈴パレス506号室、住民票上の住所静岡県掛川市本郷1431番地の４
破産者　山本　奨太
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５７６号
静岡県浜松市東区半田山６丁目２番39号　プチタウン半田山106号、前住所静岡県浜松市中区萩丘４丁目18番７号
破産者　金原　峰夫
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
愛知県豊橋市吾妻町68番地
破産者　西崎　隆正
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５０号
愛知県新城市字裏野15番地４
破産者　坂野　義仁
1　決定年月日　平成25年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部